

名称：「バックライト光源用発光装置」事件

拒絶審決取消請求事件

知的財産高等裁判所：平成 27 年(行ケ)10070 号 判決日：平成 28 年 2 月 3 日

判決：請求棄却

特許法 29 条 2 項

キーワード：引用発明の認定、進歩性、実験成績証明

#### [概要]

進歩性の検討に当たり、具体的な物質を別な物質に置換する場合と、あらかじめ指定された物質群から同等の特性を有する物質を選択する場合とでは、容易想到か否かの判断過程が異なることが示されて、審決における相違点 2 a (引用発明 1 の物質の認定) には誤りがあるとされたが、相違点 2 a は引用発明 1 の開示 (化合物を代替物可能) に基づいて引用発明 2 (前記物質を開示) から容易であるとの審決の結論に影響を及ぼさないとされた事例。

#### [事件の経緯]

原告が、特許出願 (特願 2010-501831 号) に係る拒絶査定不服審判 (不服 2013-18710 号) を請求したところ、特許庁 (被告) が、請求不成立の拒絶審決をしたため、原告は、その取消しを求めた。

知財高裁は、原告の請求を棄却した。

[本願発明] (補正後：下線部が補正事項：出願時からの相違を示す)

【請求項 1】 (< A > < B > の符号は裁判所が付した。)

ピーク波長 430～480 nm の一次光を発する窒化ガリウム系半導体である発光素子と、発光素子から発せられた一次光の一部を吸収して、一次光の波長よりも長い波長を有する二次光を発する波長変換部とを備える白色発光装置であって、上記波長変換部は、緑色系発光蛍光体および赤色発光蛍光体を含み、

上記緑色系発光蛍光体が、

< A > 一般式 (A) :  $E u_a S i_b A l_c O d N_e$

(上記一般式 (A) 中、 $0.005 \leq a \leq 0.4$ 、 $b + c = 12$ 、 $d + e = 16$ である。)

で実質的に表される  $\beta$  型 SiAlON である 2 価のユーロピウム付活酸窒化物蛍光体、からなり、

上記赤色系発光蛍光体が、

< B > 一般式 (C) :  $M I I_2 (M I I I_{1-h} M n_h) F_6$

ここにおいて、Mn の組成比 (濃度) を示す h の値は  $0.001 \leq h \leq 0.1$  である、

(上記一般式 (C) 中、M I I は Li、Na、K、Rb および Cs から選ばれる少なくとも 1 種のアルカリ金属元素、M I I I は Ge、Si、Sn、Ti および Zr から選ばれる少なくとも 1 種の 4 価の金属元素を示す。)

で実質的に表される 4 価のマンガン付活フッ化 4 価金属塩蛍光体からなり、

前記赤色系発光蛍光体に対し、前記緑色系発光蛍光体が重量比で 15～45% の範囲内の混合比率で混合されてなることを特徴とする、バックライト光源用発光装置。」

#### [審決]

本願発明と引用発明 1 とは、下記相違点 1、2 を有する。

相違点 1：本願発明は、「Mn の組成比 (濃度) を示す h の値は  $0.001 \leq h \leq 0.1$  である」のに対して、引用発明 1 は、Mn の組成比がこのように特定されるものではない点。

相違点 2：本願発明と引用発明 1 とは「緑色系発光蛍光体」が相違 (相違点 2 a) し、引用発明 1 には、赤色系発光蛍光体に対する、前記緑色系発光蛍光体が重量比で 15～45% の範囲内

の混合比率が開示されていない点（相違点 2 b）。

上記相違点 1 に記載の範囲は格別の困難はないとされ、上記相違点 2 は引用発明 1 に「緑色放出蛍光体」の代替を示唆する記載があり、引用発明 2 に記載の「緑色の蛍光体」（本願発明を満足）を用いこと、さらには相対量を定めることは、当業者が必要に応じて適宜になし得ることであるとされた。

審決において、本願発明の進歩性は否定された。

[取消事由]

1. 取消事由 1（引用発明 2 の認定の誤り）
2. 取消事由 2（相違点 1 の判断の誤り）
3. 取消事由 3（相違点 2 の認定判断の誤り）  
（取消事由 3 - 1）（相違点 2 a の認定判断の誤り）  
（取消事由 3 - 2）（相違点 2 b の判断の誤り）
4. 取消事由 4（顕著な効果の看過）

[裁判所の判断]（筆者にて適宜抜粋、下線）

2. 取消事由 1（引用発明 2 の認定の誤り）について

『原告は、引用文献 2（甲 3）の実施例 2～4 の緑色蛍光体を用いた白色 LED を引用発明 2 中に含めた審決の引用発明 2 の認定には、誤りがあると主張する。

しかしながら、引用文献の実施例 1 の緑色蛍光体を用いた白色 LED が引用発明 2 に含まれることは当事者間に争いのないところ、審決は、引用発明 2 を、β 型サイアロンの組成が実施例 1～4 の「いずれか」である白色 LED と認定し、実施例 1 の「β 型サイアロン」は、波長 520 nm から 550 nm の範囲にピーク波長を持ち、その半値幅が 55 nm 以下の発光スペクトルを有し、このような特性を有する β 型サイアロンを引用発明 1 に適用して本願発明の相違点 2 に係る構成とすることが当業者にとって容易であるか否かを検討している。したがって、仮に、原告の主張する上記の点について審決に誤りがあるとしても、審決の進歩性に関する認定判断には影響はない。

・・・(略)・・・、引用文献 2 において、白色 LED に用いた緑色蛍光体として明示されているのは、実施例 1 の緑色蛍光体のみではあるが、それは単なる一例として記載されたものにとすぎず、同等の性質を有する実施例 2～4 の緑色蛍光体も白色 LED に用いることができることを当然の前提としているものと認められる。』

3. 取消事由 2（相違点 1 の判断の誤り）について

『原告は、Mn の組成比を示す h の値を  $0.001 \leq h \leq 0.1$  の範囲とすることは、容易に想到できるものではないと主張する。

・・・(略)・・・、そうすると、引用文献 1 に記載の  $Mn^{4+}$  の数値範囲は、「Mn ( $Mn^{4+}$ ) の組成比（濃度）を示す h の値は、望ましくは  $0.001 \leq h \leq 0.3$ 、より望ましくは、 $0.02 \leq h \leq 0.15$  である。」と言い換えられ、本願発明の Mn の数値範囲は、引用文献 1 の、望ましい  $Mn^{4+}$  の数値範囲に包含されている。

そこで、本願明細書を見ると、・・・(略)・・・、との記載があるのみである。蛍光体において必要な明るさを確保することは当業者であれば当然に考慮する事項であるから、本願明細書を参酌しても、本願発明の Mn の数値範囲の臨界的意義は不明である。

そうすると、本願発明の Mn の数値範囲は、技術の具体的適用に伴う数値範囲の好適化といった程度のもものと認められる。』

4. 取消事由 3 - 1（相違点 2 a の認定判断の誤り）

『原告は、BOS を緑色蛍光体と認定した審決の認定には、誤りがある旨を主張する。

審決は、引用発明 1 の緑色放出蛍光体を「510～550 nm のピーク放出波長を有する緑色放出蛍光体」としか認定しておらず、BOS と認定しているものではないから、本願発

明と引用発明 1 との相違点 2 a に相当する部分は、「本願発明の緑色系発光蛍光体が < A > であるのに対し、引用発明 1 の緑色放出蛍光体は『510～550 nm のピーク放出波長を有する緑色放出蛍光体』である点。」と認定するべきものであって、「本願発明の緑色系発光蛍光体が < A > であるのに対し、引用発明 1 の緑色放出蛍光体が BOS である点。」とすることは、整合性を欠くものである。すなわち、進歩性の検討に当たり、具体的な物質を別な物質に置換する場合と、あらかじめ指定された物質群から同等の特性を有する物質を選択する場合とでは、容易想到か否かの判断過程が異なるから、引用発明 1 において「緑色放出蛍光体」と発明の構成要素を特性で認定したにもかかわらず、本願発明との相違点をその特性を有する具体的な物質である「BOS」と認定することは（ただし、BOS が緑色放出蛍光体であるか否かは、当事者間に争いがある。）、適正な進歩性判断の手法とはいえない。

そうすると、審決の相違点 2 a の認定には、誤りがある。

・・・(略)・・・審決は、実質的には、相違点 2 a に相当する部分を「本願発明の緑色系発光蛍光体が < A > であるのに対し、引用発明 1 の緑色放出蛍光体は『510～550 nm のピーク放出波長を有する緑色放出蛍光体』である点。」と認定した上で判断しているものと解され、「引用発明 1 の緑色放出蛍光体が BOS である」との点は、全く問題とされてない。したがって、上記相違点の認定の誤りは、審決の結論に影響を与えるものとはいえない。

・・・(略)・・・

そうであれば、色再現性の更なる改善のために、引用発明 1 の緑色放出蛍光体として、その開示された条件に従うものであり、かつ、上記の特性からみて色再現性の改善を期待することのできる引用発明 2 の  $\beta$  型サイアロンを選択することは、公知材料からの単なる最適材料の選択にすぎず、当業者であれば当然に試みるころであって、容易になし得たことといえる。』

#### 5. 取消事由 3-2 (相違点 2 b の判断の誤り) について

『原告は、本願発明は、蛍光体の混合比率に着目した点に公知発明にはない特徴があると主張する。

しかしながら、本願明細書には、・・・(略)・・・との記載があるのみであり、重量比に着目した点についての技術的意義は明らかではない。・・・(略)・・・、そして、各蛍光体の混合比率を蛍光体材料の割合を重量比で表記することは、一般的に行われているものと認められる・・・(略)・・・。そうであれば、蛍光体の混合比率を、各蛍光体のスペクトル質量（重み）における寄与割合で示すか、蛍光体材料の割合を重量比で示すかは、当業者において適宜なすことといえる。』

#### 6. 取消事由 4 (顕著な効果の看過) について

『原告は、引用発明 2 の  $\beta$  型サイアロンは、緑色発光の内部量子効率及び青色光の吸収効率が低いものと予測されるから、本願発明の効果は、当業者には予測しない格別顕著な効果があるものと主張する。

しかしながら、・・・(略)・・・、緑色光の内部量子効率及び青色光の吸収効率のみが、引用発明 2 の  $\beta$  型サイアロンの効果の有無を決するものではない。

#### [コメント]

引用発明 2 の認定、相違点 2 a (引用発明 1 の物質の認定) に関して審決には誤りがあるとされたが、いずれの誤りも審決の結論に影響を与えないとして拒絶審決が維持された。審決における認定の誤りの指摘に際しては、進歩性の論理付けに影響を及ぼす論理展開までを見通した反論が必要であることが分かる。

相違点 1 (組成比の数値限定)、相違点 2 b (重量比の数値限定) は本願発明と引用発明 1 とを差別化するために行った数値限定に係る補正事項 (既存数値内での限定) に係るが、明細書の記載から臨界的な意義が見出だせないと判断された。妥当な判断と思われる。引用発明と全く重ならない範囲に数値範囲を補正する場合に比べて、既存範囲内での補正の場合の

技術的、臨界的意義を示す明細書の記載の重要性が窺われる。

また、相違点 2 b の数値限定の臨界的意義を実験成績証明（出願後の実験結果の提出で補うことが許されるとしても）により主張したが、他の条件を同一にして専ら重量比に従った場合の実験の結果を示すものではないこと；重量比を本願発明の数値限定の範囲内にしても効果を示さない場合が記載されており重量比の臨界的意義が明らかにはならないと判断された。この指摘も妥当な判断と思われる。実験成績証明の提出にあたっては、相違点に係る具体的な効果を適切に示す見解す実験データの提出が必要であることが分かる。

以上

(担当弁理士：光吉 利之)

---